

### 4-3. ソフト対策

#### (1) 防災情報が一元的に閲覧できるポータルサイトの開設【国】

各防災行政機関が各機関のホームページにおいて発信している防災情報サイトを利用者がアクセスしやすいようにとりまとめ、一元的に閲覧できる「筑後川・矢部川防災ポータルサイト」を筑後川河川事務所ホームページに開設し、地域の防災力向上(自助・共助)を図る。

出典：筑後川河川事務所ホームページ

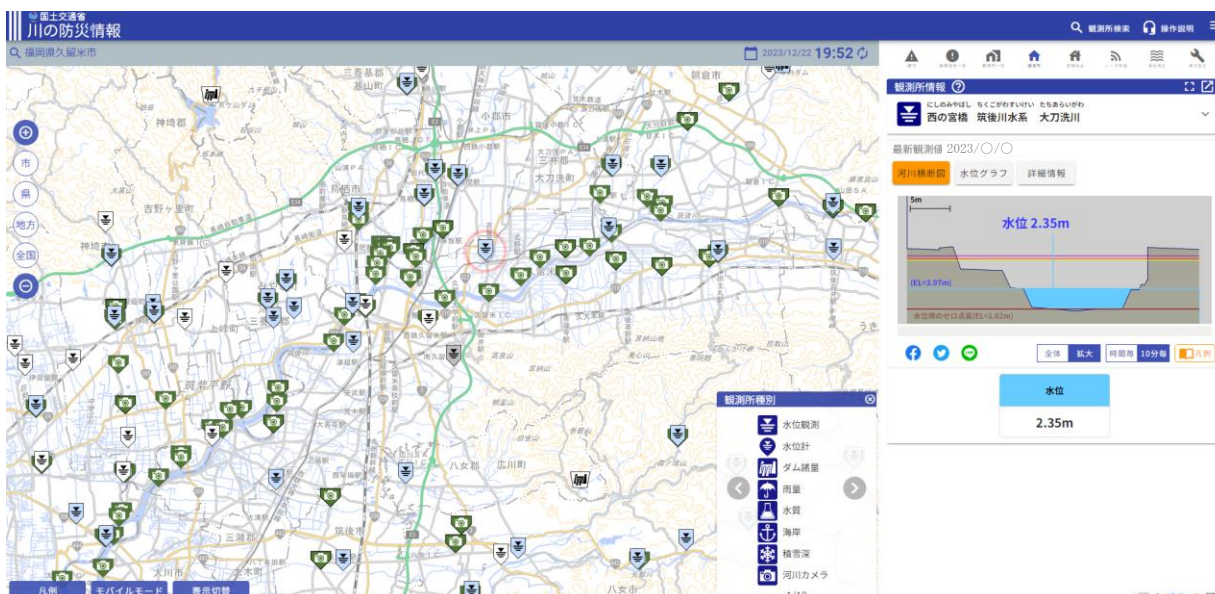
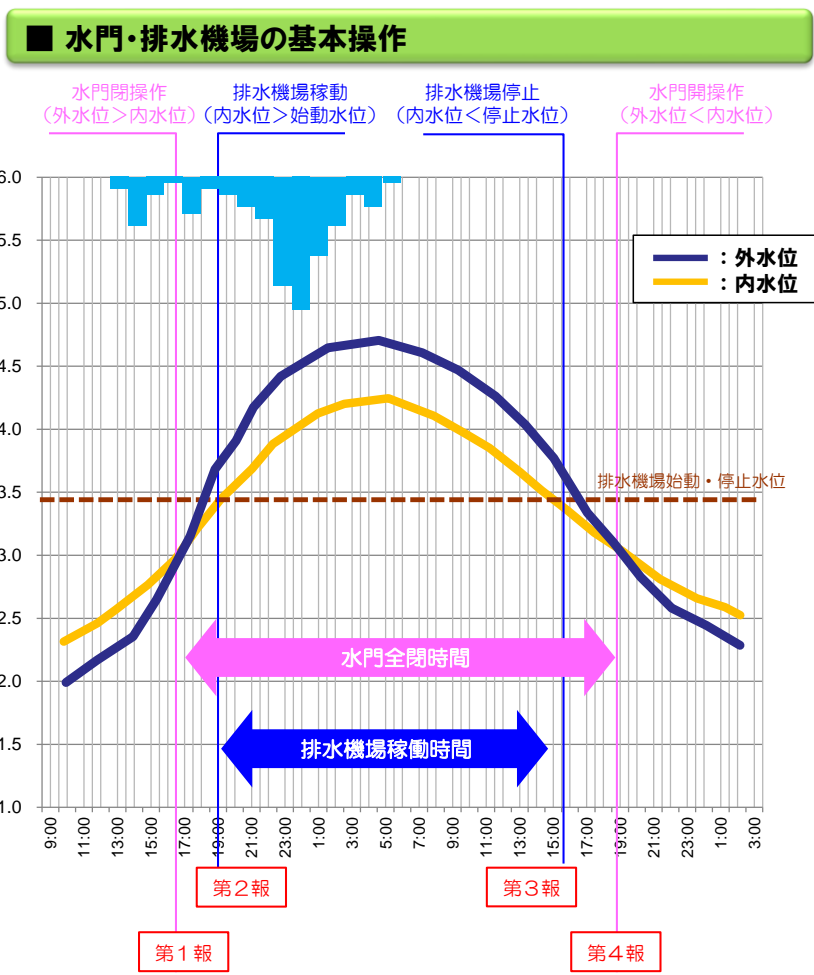


図 4-5 筑後川・矢部川防災ポータルサイトから「川の防災情報」を開いた例

(2) タイムラインの観点から、水門・樋門の開閉状況、排水機場の操作状況等の情報提供

【国・県・久留米市・大刀洗町】

タイムラインの観点により、水門・樋門の開閉状況や排水機場の操作状況等の情報を関係機関が共有し、住民へ適切に提供し避難行動へ繋げる。



情報提供段階		情報提供		提供内容
		発信者	受信者	
第1報	水門閉操作全閉時	操作員 ↔ 自治体 電話	国・県・関係機関	操作開始情報通知 FAX等
		自治体 → 住民		久留米市HP・公式LINE
第2報	排水機場稼働開始時	操作員 ↔ 自治体 電話	国・県・関係機関	操作開始情報収集
第3報	排水機場稼働停止時	操作員 ↔ 自治体 電話	国・県・関係機関	操作停止情報収集
第4報	水門開操作全開時	操作員 ↔ 自治体 電話	住民・関係機関	水門全開情報 久留米市HP

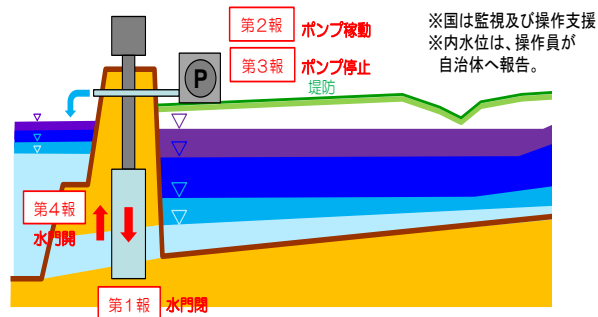


図 4-6 水門操作防災周知の連絡体制

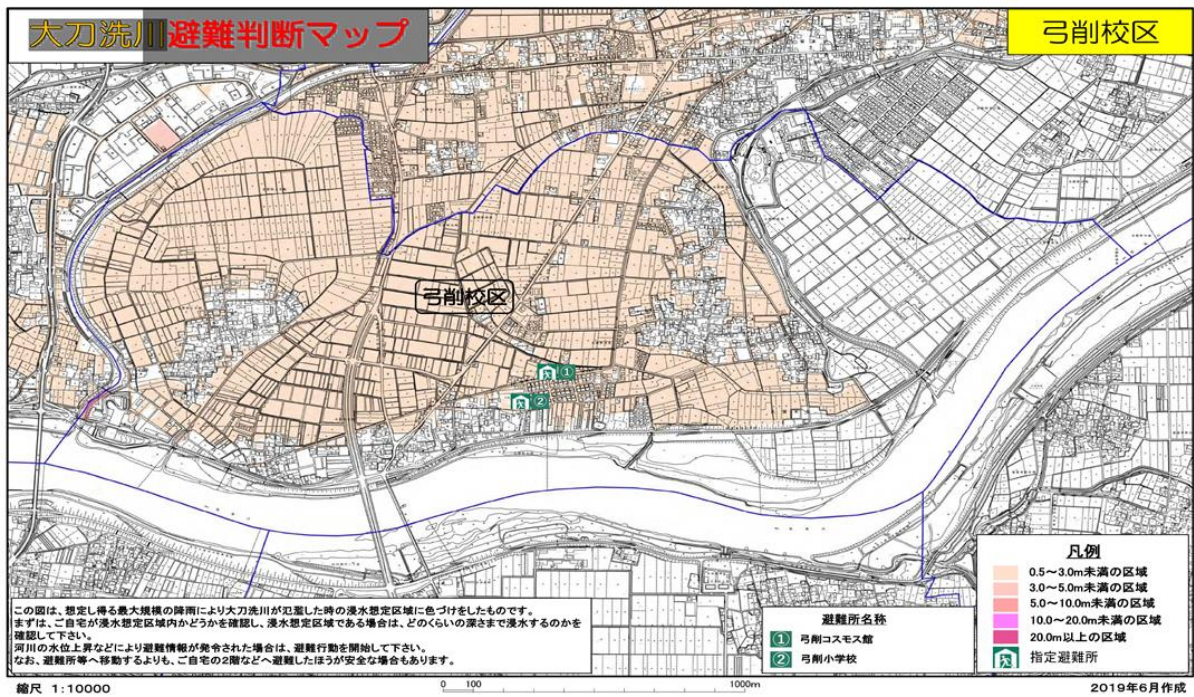
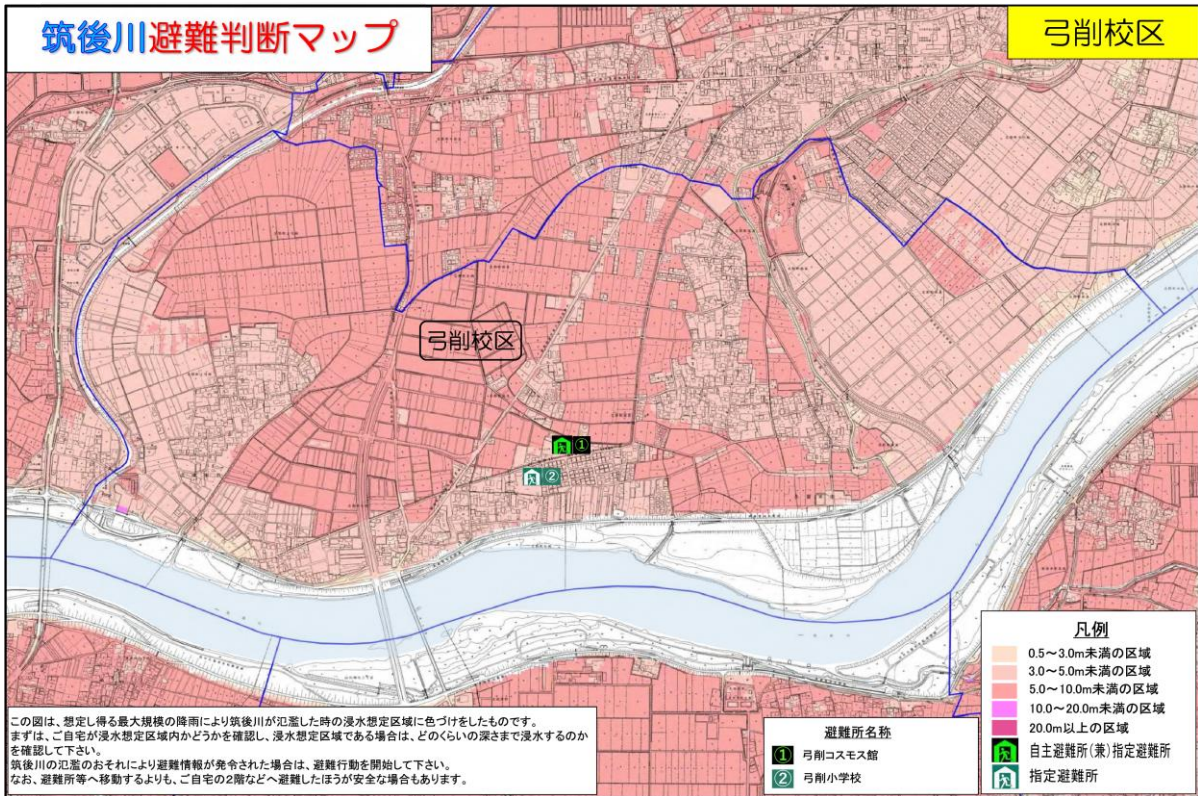
(3)災害リスク説明、防災教育の実施【国・県・久留米市・小郡市・大刀洗町】  
出前講座等を活用し、地域の災害リスク説明並びに防災教育を行い、地域の防災力向上（自助・共助）を図る。また、住民が主体となって行う防災訓練の取組みに繋げる。



写真 4- 5 出前講座(災害リスク説明)の様子



写真 4- 6 防災訓練の様子



出典：久留米市ホームページ

図 4-7 弓削校区ハザードマップ(大刀洗川)

(4) 流域タイムラインの作成・実施【国】

流域タイムラインを各機関と協力して作成し、災害時に活用する。また適宜改善を行う。

作成年月：令和6年2月

【令和6年度試行版(案)】

筑後川流域タイムライン(中流域)

○作成の目的

洪水、台風等によって生じる被害を最小限にとどめ、市町村長による避難情報の適切な発令をはじめ、関係機関が適時的確な防災行動を共有し、判断・実施するため作成するものである。

【注】下記のタイムラインは河川水位情報、気象情報による一般的な事象・行動等を記載したものであり、各機関・市町村がより早期に対応可能な防災行動、避難情報発令等を妨げるものではない。

河川水位	河川状況	ダム状況	福岡管区気象台 佐賀地方気象台	筑後川河川事務所	福岡県 佐賀県	関係市町村	住民等
3日前準備 ～ 2日前準備	・1日以前に台風/低気圧川流域を通過する恐れ ・2日以前に大雨/高潮等の恐れ(河川状況)が懸念される恐れ	治水指定に基き、大規模降雨時に速急急放流の恐れ ・149mm/6h ・144mm/6h ・149mm/6h	・全般気象情報(道路予報) ・台風に関する気象情報(随時) ・防災メール ・台風(大雨)説明会 ・早期注意情報 ・ホトライン(市町村⇄気象台)	・災害対策用資材・備蓄資材の配備	福岡県 ・24時間体制で気象庁、消防庁からの気象情報収集 ・市内体制及び市町村との連絡体制の確保 ・主要幹線等の安全確保 ・管理施設等の監視強化 ・通信システム、情報連絡網等の再点検 ・水防本部・水防地方本部の設置 ・水防警報(警報・注意)の発表 ・(録音)水害発生予兆の発表 ・市町村、消防本部等への書面文発出 ・市内関係機関との情報収集(一層)の注意喚起 ・気象情報の把握 ・被害状況等の把握 ・避難情報の発令状況の把握	・水防団等への注意喚起 ・(田んぼ等の)確認 ・(クレーン及び溜池等の事前撤去)の確認	・T.V.、ラジオ、インターネット等より気象情報等の確認 ・ハザードマップ等より避難所、避難ルートの確認 ・防災グッズの準備 ・災害・避難カードの確認 ・自宅保全
1日前準備 ～ 当日準備 (1.2時間前)	・1日以前に台風/低気圧川流域を通過する恐れ ・1日以前に大雨/高潮等の恐れ(河川状況)が懸念される恐れ		・全般気象情報(道路予報) ・台風に関する気象情報(随時) ・防災メール ・台風(又は大雨)説明会 ・早期注意情報 ・暴風警報、暴風特別警報 ・ホトライン(市町村⇄気象台)	・危険箇所への対応、排水ポンプの稼働 ・消防配備 ・リフトの稼働、協力機関との体制確認	福岡県 ・24時間体制で気象庁、消防庁からの気象情報収集 ・水防本部本部の設置 ・水防警報(警報・注意)の発表 ・(録音)水害発生予兆の発表 ・市町村、消防本部等への書面文発出 ・市内関係機関との情報収集(一層)の注意喚起 ・気象情報の把握 ・被害状況等の把握 ・避難情報の発令状況の把握	・防災体制の確認 ・避難所関係の確認 ・避難所関係の再点検 ・(田んぼ等の)確認 ・(クレーン及び溜池等の事前撤去)の確認	・T.V.、インターネット、携帯メール等より大雨や河川状況等の確認 ・防災無線・携帯メール、防災ラジオ等より避難所準備情報の受信
水防団待機水位	水防団待機水位到達 ○荒瀬 3.40m ○片ノ瀬 5.40m ○瀬ノ下 3.50m ○西原ノ上 1.40m ○金丸橋 1.50m ○栄田橋 2.00m ○龍間 2.40m ○中央橋 1.20m		・府県気象情報(録音)降水による大雨の可能性(注意) ・ホトライン(市町村⇄気象台) ・県へのJETT派遣	【注意体制】 水防警報(待機・準備)	福岡県 ・気象情報等の情報収集 ・水防警報(出動)の発表 ・水防警報(警報・注意)の発表 ・(録音)水害発生予兆の発表 ・市町村、消防本部等への書面文発出 ・市内関係機関との情報収集(一層)の注意喚起 ・気象情報の把握 ・被害状況等の把握 ・避難情報の発令状況の把握 ・避難所関係状況、避難者数の把握 ・市町村への書面文発出(準備)	・水防団への出動指示 ・避難所関係(自注)・福祉避難所(含む)又は臨時の確保 ・避難所関係の再点検 ・被害状況等の把握 ・(災害対策本部設置)の確認	
氾濫注意水位 (氾濫レベル2相当)	氾濫注意水位到達 ○荒瀬 5.00m ○片ノ瀬 6.70m ○瀬ノ下 5.00m ○西原ノ上 2.00m ○金丸橋 2.50m ○栄田橋 2.50m ○龍間 3.60m ○中央橋 1.90m ○中央橋 4.50m	流入量が増える ・11月16日0m3/s ・11月17日0m3/s ・11月18日160m3/s	・大雨注意情報 ・ホトライン(市町村⇄気象台)	【警戒体制】 水防警報(出動)	福岡県 ・気象情報等の情報収集 ・水防警報(出動)の発表 ・水防警報(警報・注意)の発表 ・(録音)水害発生予兆の発表 ・市町村、消防本部等への書面文発出 ・市内関係機関との情報収集(一層)の注意喚起 ・気象情報の把握 ・被害状況等の把握 ・避難情報の発令状況の把握 ・避難所関係状況、避難者数の把握 ・市町村への書面文発出(準備)	・水防団への出動指示 ・避難所関係(自注)・福祉避難所(含む)又は臨時の確保 ・避難所関係の再点検 ・被害状況等の把握 ・(災害対策本部設置)の確認	・ハザードマップ等より避難所、避難ルートの再確認
避難判断水位 (氾濫レベル3相当)	避難判断水位到達 ○荒瀬 5.90m ○片ノ瀬 7.50m ○瀬ノ下 6.80m ○西原ノ上 2.40m ○金丸橋 3.50m ○栄田橋 3.10m ○龍間 4.00m ○中央橋 2.20m		・大雨警報 ・ホトライン(市町村⇄気象台)	【警戒体制】 水防警報(警戒)	福岡県 ・気象情報等の情報収集 ・水防警報(出動)の発表 ・水防警報(警報・注意)の発表 ・(録音)水害発生予兆の発表 ・市町村、消防本部等への書面文発出 ・市内関係機関との情報収集(一層)の注意喚起 ・気象情報の把握 ・被害状況等の把握 ・避難情報の発令状況の把握 ・避難所関係状況、避難者数の把握 ・市町村への書面文発出(準備)	【高齢者等避難】 ・避難所関係(自注)・福祉避難所(含む)又は臨時の確保 ・避難所関係の再点検 ・被害状況等の把握 ・(災害対策本部設置)の確認	・警戒区域準備開始 ・防災無線、携帯メール、防災ラジオ等より避難所準備情報の受信
氾濫危険水位 (氾濫レベル4相当)	氾濫危険水位到達 ○荒瀬 6.20m ○片ノ瀬 8.50m ○瀬ノ下 7.10m ○西原ノ上 2.88m ○金丸橋 3.87m ○栄田橋 3.71m ○龍間 4.65m ○中央橋 2.54m ○中央橋 5.05m		・避難(大)に関する気象情報(録音)降水発生(注意) ・記録的短時間大雨情報 ・ホトライン(市町村⇄気象台) ・県へのJETT派遣	【非常体制】 水防警報(警戒)	福岡県 ・気象情報等の情報収集 ・水防警報(出動)の発表 ・水防警報(警報・注意)の発表 ・(録音)水害発生予兆の発表 ・市町村、消防本部等への書面文発出 ・市内関係機関との情報収集(一層)の注意喚起 ・気象情報の把握 ・被害状況等の把握 ・避難情報の発令状況の把握 ・避難所関係状況、避難者数の把握 ・市町村への書面文発出(準備)	【高齢者等避難】 ・避難所関係(自注)・福祉避難所(含む)又は臨時の確保 ・避難所関係の再点検 ・被害状況等の把握 ・(災害対策本部設置)の確認	・対象地区避難開始→避難完了
花巻発生 (氾濫レベル5相当)	堤防天衝水位到達 ・超過 ・気象・水害情報に関する発表のタイミングについては、関係・事業に基づき異なる。	異常洪水時防災操作制水位 ・異常洪水時防災操作制水位に超過する早期警戒レベル ・11月225.00m ・11月129.80m ・小石原川1353.00m	・大雨特別警報 ・ホトライン(市町村⇄気象台) ・県へのJETT派遣	【非常体制】 水防警報(警戒)	福岡県 ・気象情報等の情報収集 ・水防警報(出動)の発表 ・水防警報(警報・注意)の発表 ・(録音)水害発生予兆の発表 ・市町村、消防本部等への書面文発出 ・市内関係機関との情報収集(一層)の注意喚起 ・気象情報の把握 ・被害状況等の把握 ・避難情報の発令状況の把握 ・避難所関係状況、避難者数の把握 ・市町村への書面文発出(準備)	【高齢者等避難】 ・避難所関係(自注)・福祉避難所(含む)又は臨時の確保 ・避難所関係の再点検 ・被害状況等の把握 ・(災害対策本部設置)の確認	・命を守るための最善の行動

※ 関係市町村  
・うきは市 朝倉市 久留米市 大刀洗町  
・小郡市 太宰府市 筑紫野市 筑前町 東峰村  
・鳥栖市 基山町

■水位観測所および水位の一覧(各県管理 水位周知河川)

観測所名 (河川名)	福岡県				佐賀県	
	西の宮橋 (大刀洗川)	高橋 (巨瀬川)	下川原橋 (高良川)	新日本橋 (小石原川)	飯田橋 (秋山川)	牛合橋 (秋山川)
水防団待機水位	4.69	1.65	1.17	1.41	2.10	1.90
氾濫注意水位	5.56	2.12	1.43	1.79	2.60	2.20
避難判断水位	5.78	2.58	1.84	1.90	3.40	2.70
氾濫危険水位	6.11	3.14	2.12	2.20	4.00	3.30

本タイムラインは令和6年2月時点の案であり、今後の災害や訓練等を通じて、随時、改善や見直しを行うことを前提としている。

図 4-8 筑後川流域タイムライン(中流域)

(5) 危機管理型水位計の設置【国】

洪水時の水位観測に特化した水位計を活用し、これまで水位計のなかった河川や地先レベルでのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測網の充実を図る。

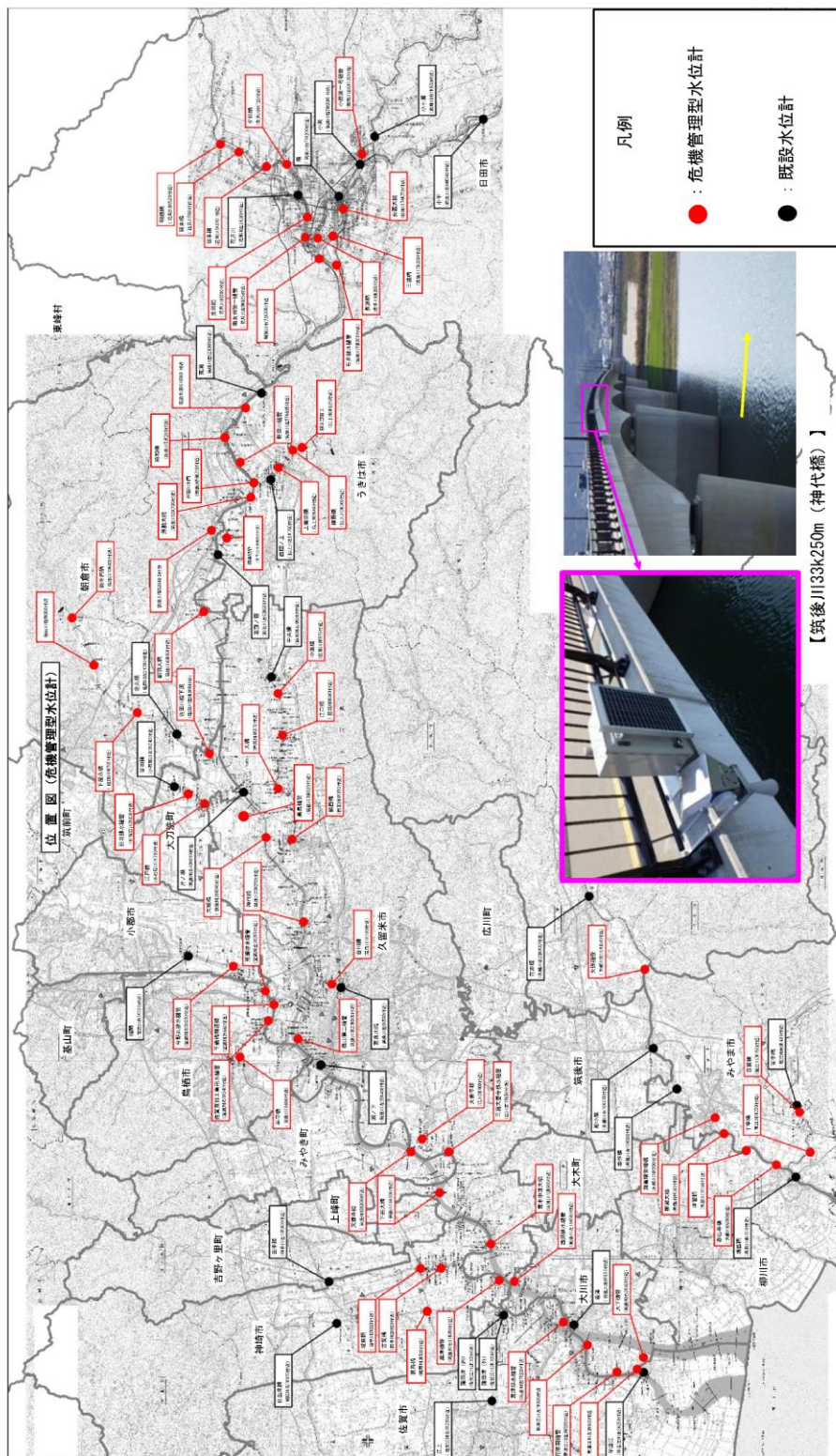


図 4-9 危機管理型水位計の設置箇所

(6) 排水機場の監視カメラ画像公開、内水位の情報提供【国】

大刀洗排水機場等の監視カメラ画像をホームページに公開し、住民の早期避難行動に繋げる。

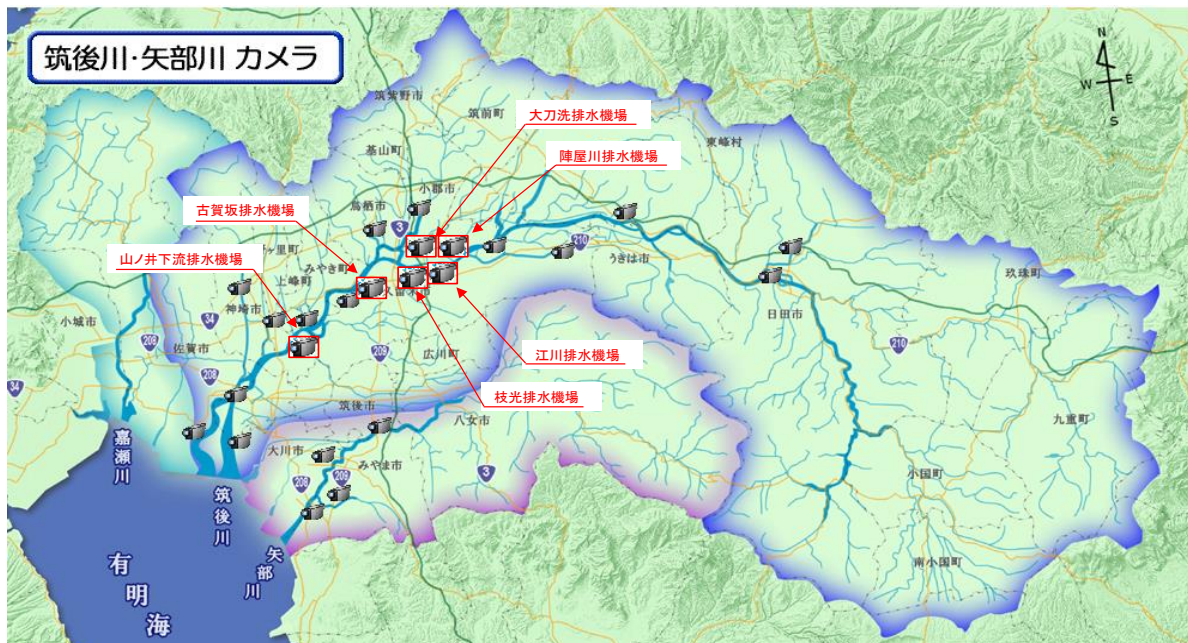


図 4-10 監視カメラの設置箇所

防災情報

※操作の状況に応じて画面が変わる場合があります。

筑後川・矢部川ライブ画像

福岡県久留米市北野町大字弓削 大刀洗排水機場

平常時

2022/03/28 20:49:47 現在

隈川	端間	八幡排水機場	江見上流排水機場
千年分水路	日出來橋	陣屋川排水機場	浮島排水機場
片ノ瀬	安良川	江川排水機場	蓮原排水機場
瀬ノ下	城東橋	大刀洗排水機場	思案橋排水機場
昇間橋	川副大橋	枝光排水機場	前川排水機場
下田大橋	津島	古賀坂排水機場	轟木排水機場
紅粉屋	上庄	山ノ井下流排水機場	小森野排水機場
御幸橋	渡里	江見排水機場	文広排水機場
中央橋	長島		

出典：筑後川河川事務所ホームページ

図 4-10 監視カメラの情報公開一例

(7) ポンプ稼働中を知らせる回転灯設置【国】

地域住民等に排水機場のポンプ稼働を知らせる回転灯を大刀洗排水機場に設置している。

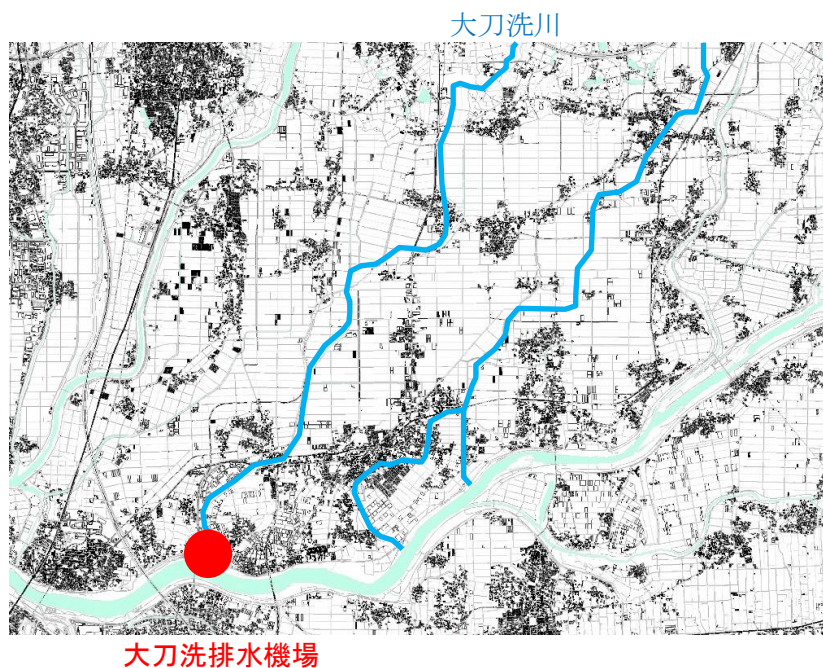


図 4- 11 大刀洗排水機場位置図



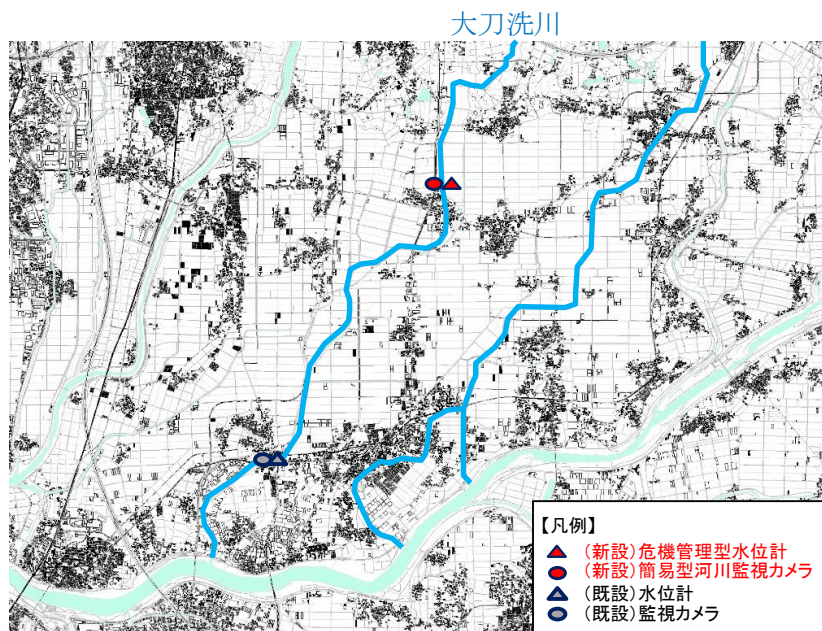
排水機場の屋上内水側にポンプ稼働中に点灯する回転灯を設置

写真 4- 7 回転灯の設置状況



(8) 危機管理型水位計と簡易監視カメラを設置し、ホームページでの公開【県】

県管理河川の監視体制や地域住民への情報提供を強化し、早急な水防活動や住民の適切な避難判断を支援するため、危機管理型水位計・簡易監視カメラを設置する。



危機管理型水位計設置(例)



簡易監視カメラ設置(例)

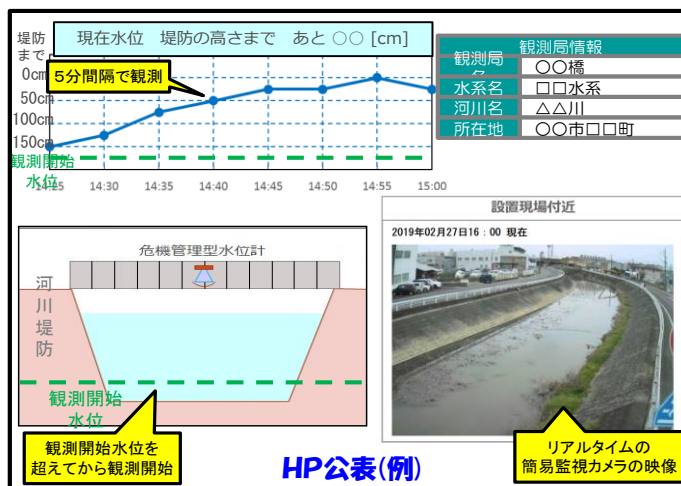


図 4-12 危機管理型水位計、監視カメラの設置例

(9) 排水ポンプ車【県】

浸水被害を軽減するため、県の排水ポンプ車を活用する。



写真 4- 8 排水ポンプ車の活用状況

(10)水門・樋門の開閉状況のホームページ公開【久留米市】

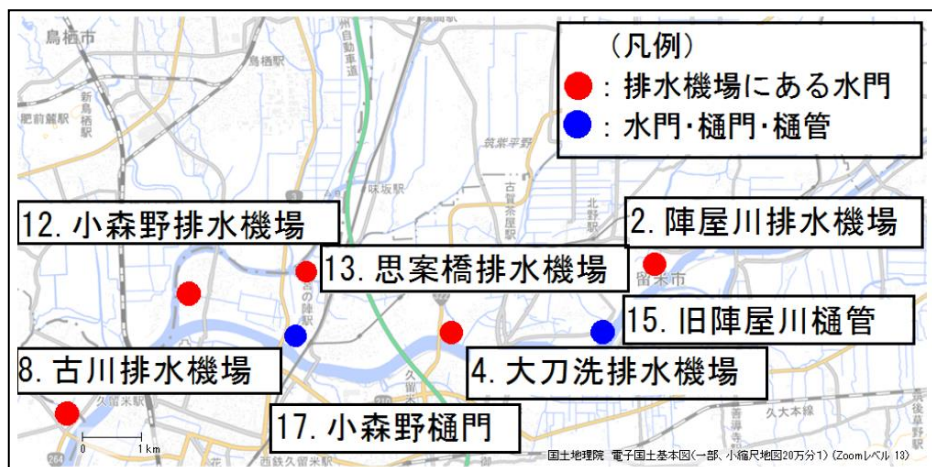
筑後川など本流の河川増水に伴う大刀洗水門・陣屋川水門等の開閉状況に関する情報を市民へ提供し、避難行動に役立てて頂く。

河川増水に伴う水門・樋門・樋管の開閉状況

避難発令区域図



エリア毎の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである（承認番号 平30情復、第1492号）



(凡例)  
 ● : 排水機場にある水門  
 ● : 水門・樋門・樋管

<b>2 : 陣屋川排水機場 (陣屋川水門)</b>
場所: 北野町中島
開閉状況: 開
開閉時間: 7月10日 19時24分
<b>4 : 大刀洗排水機場 (大刀洗水門)</b>
場所: 北野町上弓削
開閉状況: 開
開閉時間: 7月10日 19時23分
<b>15 : 旧陣屋川樋管</b>
場所: 北野町鳥巢
開閉状況: 開
開閉時間: 7月10日 19時12分

出典：久留米市ホームページ

図 4-13 水門・樋門開閉状況の公開

(11)過去の被害を反映した道路冠水注意マップを更新し、ホームページ公開

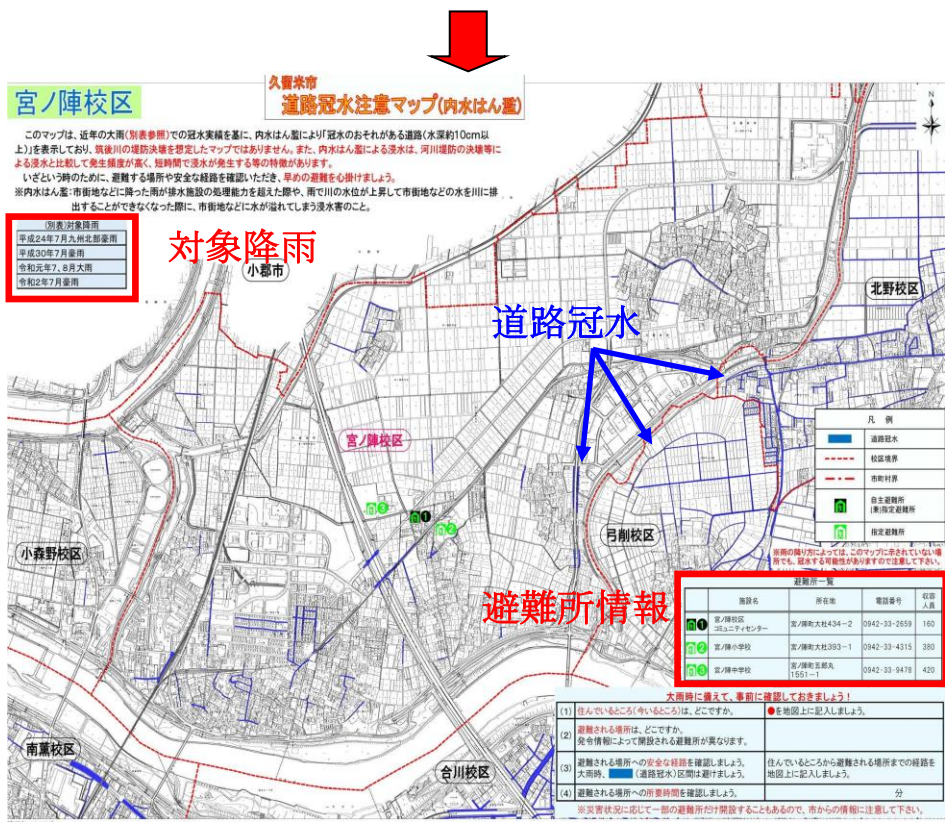
【久留米市・小郡市・大刀洗町】

大雨時に冠水のおそれのある道路や避難に関する情報を市民へ提供し、平時から注意すべき箇所を認識してもらい、いざという時に適切な避難行動を促す。

### 久留米市道路冠水注意マップ（内水はん濫）・土砂災害ハザードマップ



自分が知りたい校区をクリックすると、道路冠水マップが表示される



出典：久留米市ホームページ

図 4- 14 道路冠水マップ（久留米市）

● 災害時の避難情報

災害時は様々な手段で避難情報をお知らせします。自分がどのタイミングで逃げるべきかを事前に確認しておきましょう。

警戒レベル	避難情報等	取るべき行動
5	緊急安全確保 (市町村が発令)	命の危険 直ちに安全確保!
～<警戒レベル4までに必ず避難!>～		
4	避難指示 (市町村が発令)	危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難 (市町村が発令)	危険な場所から高齢者等は避難
2	大雨・洪水・高潮注意報等 (気象庁が発表)	自らの避難行動を確認
1	早期注意情報 (気象庁が発表)	災害への心構えを高める

※ 災害状況に応じて、一部の避難所だけ開設することもあるので、市からの情報(ホームページなど)を確認してください。

● 避難行動とは?

避難所に避難することだけが避難ではありません。災害の種類や、ご自宅・地域の状況に応じた避難行動をとれるように、事前に危険性を調べておきましょう。下図に避難行動の例を示します。

### 洪水

浸水が浅い地域

↓

自宅の2階以上へ移動



浸水が浅い場合や、大雨で外に出る方が危険と判断したときは、自宅の2階以上など屋内の安全な場所へ移動しましょう。

大きい川の堤防のそばや2階以上の浸水の可能性

↓

避難場所などへ移動



自宅が川に近い場合は、家屋が水没や流失する危険性があります。速やかに避難場所などの安全な場所へ移動しましょう。

### 土砂災害

自宅近くに危険箇所がある

↓

避難場所などへ移動



家の近くに土砂災害の警戒区域や危険箇所がある場合は、避難場所など安全な場所へ移動しましょう。

外に出るのが困難な場合

↓

2階以上の斜面から離れた部屋へ移動



大雨で避難場所に向かうのが危険な場合や立ち退き避難が間に合わない場合は、直ちに2階以上の斜面から離れた部屋へ移動しましょう。

イラスト:札幌市危機管理対策課

● 避難するときの心得

- 情報の収集に努めましょう!**

久留米市からの情報、テレビ、ラジオ、インターネットなどを用いて情報の収集に努めましょう。「避難の呼びかけ」がなくても、ご自身で「危ない」と感じたら、速やかに避難しましょう。
- 避難の呼びかけがあったらすぐに避難を!**

久留米市から避難指示などの避難の呼びかけがあった場合には、速やかに避難しましょう。
- 避難するときは、みんな一緒に。高齢者などの避難に協力を!**

ひとりで避難することは非常に危険です。避難するときは、何人かであとまわって行動するよう心がけましょう。また、高齢者や障害のある人の避難に協力しましょう。
- 荷物は最小限、身軽に動けるように!**

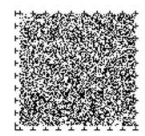
荷物を多く持ちすぎると、動きづらくなり、避難のさまたげになってしまうことがあります。必要最低限の荷物を持ち、動きやすい格好で避難しましょう。

**問い合わせ先**

久留米市 都市建設部 河川課(道路冠水注意マップに関すること)  
 電話: 0942-30-9075 FAX 0942-30-9712  
 メール: kasen@city.kurume.fukuoka.jp

久留米市 総務部 防災対策課(浸水想定区域、土砂災害警戒区域、避難所に関すること)  
 電話: 0942-30-9074 FAX 0942-30-9712  
 メール: bousai@city.kurume.fukuoka.jp

<更新 令和3年4月>



出典: 久留米市ホームページ

図 4-15 防災情報の入手方法 (久留米市)

## 大雨時の道路冠水警戒・注意マップ

平成30年7月豪雨以降の豪雨の実績をもとに、冠水や通行止めにより、通行に警戒・注意が必要な道路の箇所を表示したマップです。平常時から警戒・注意箇所を事前に確認していただくことで、いざという時に適切な避難行動を促すことを目的として作成しました。

[小郡市大雨時の道路冠水警戒・注意マップ \(Googleマップ 外部リンク\)](#)

- ・大雨時冠水警戒区間（赤色）：道路冠水により通行止めとなった箇所
- ・大雨時冠水注意区間（黄色）：道路冠水により通行に注意が必要とされる箇所

※地図に表示しているのは、大雨時の道路の通行止め情報等です。浸水区域全般を表示しているものではありません。また、宝満川・筑後川が氾濫した場合の浸水想定区域等については、[洪水ハザードマップ \(サイト内リンク\)](#) をご覧ください

最新の大雨に伴う小郡市内の通行止め・道路冠水状況については災害による[通行止め・道路冠水マップ \(随時更新\) \(内部リンク\)](#) をご覧ください。

小郡市大雨時の道路冠水警戒・注意マップ ☆  
この地図は Google マイマップで作成されました。独自に作成する。

出典：小郡市ホームページ

図 4- 16 道路冠水マップ（小郡市）

## 【更新】災害時の道路通行止め注意マップ

更新日：2021年10月12日

### 災害時の道路通行止め注意マップ

適切な避難行動を促すための情報発信として、Google(グーグル)マップを活用し「災害時の道路通行止め注意マップ」を作成しています。注意マップは災害時に更新する「随時更新」と令和2年7月豪雨時の通行止め発生箇所等を掲載した「過去の実績」の2種類があります。

#### 随時更新用

災害発生時に、大刀洗町内の道路通行止め情報をGoogleマップを使って随時お知らせします。道路状況の把握を行い、皆さんにいち早くお知らせできるように努めますが、天候の変化等により実際の状況と異なる場合がありますのでご了承ください。

※マップは、災害発生時に更新しますので平常時は特に情報はのせません。

#### 地図リンク

**赤色**：通行止めが発生している道路

[【随時更新用】災害時の道路通行止め注意マップ \(Googleマップ外部リンク\)](#)

#### 利用上の注意事項

このマップはGoogleが提供するGoogleマップの機能を利用し作成しています。

- 本サービスのご利用にあたってはGoogleマップの利用規約に沿ってご利用ください。
- 使用される地図は、大刀洗町が保有するものではなく、地図の正確性を大刀洗町が保証するものではありません。
- 建物や施設名などの地図の情報が最新の情報と異なる場合があります。
- 本サービスは、事前にお知らせすることなく、一部または全部を変更したり中断したりする場合があります。

#### 推奨ブラウザ

マップの閲覧では下記のブラウザ(インターネット閲覧ソフト)の最新バージョンをご利用ください。

- Google Chrome
- Internet Explorer
- Firefox
- Safari
- Microsoft Edge

古いバージョンやほかのソフトでは利用できない場合や一部機能が制限される場合があります。

出典：大刀洗町ホームページ

図 4-17 道路冠水マップ (大刀洗町)

(12) 福岡県防災ホームページの運用【県】

地震・津波、台風、大雨等の防災気象情報、市町村からの避難情報、避難所の場所や開設・混雑情報、災害時の取るべき行動などを、地図やイラストでわかりやすく通知する。

(平成16年1月運用開始、令和3年6月リニューアル)



気象情報・避難指示等・避難所情報



図 4-18 福岡県防災ホームページ



(13) 福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の運用【県】

現在地及び登録した県内市区町村の気象情報や避難情報、全国の避難所情報、いざというときにとるべき行動などを配信する。（令和4年12月配信開始）



図 4- 19 ふくおか防災ナビ・まもるくん画面イメージ

(14)防災メール・まもるくんの運用【県】

地震・津波、台風、大雨等の防災気象情報や、市町村からの避難情報、地域の安全情報などをメールで通知する。（平成17年6月配信開始）



図 4-20 福岡県防災メール・まもるくんホームページ

(15)防災チャットボットの導入【久留米市】

災害時に地域役員や消防団員等が、LINE に投稿した浸水被害の現場状況等の写真を、地図上で閲覧できるアプリの運用を実施し、避難行動を支援する。



図 4-21 防災チャットボット (久留米市)

(16) 市公式ホームページの改修【久留米市】

防災に関する様々な情報を「知る・学ぶ」「備える」「行動する」の 카테고リーに分けて、各情報にも絵やピクトグラムを付け、より迅速かつ簡潔に閲覧できるよう整理することで、防災意識の啓発を図る。



図 4- 22 防災情報ポータルサイト（久留米市）

(17) 水門施設および排水施設の操作人への操作講習会実施【久留米市】

排水機場においての適切な水門等の操作に向けた取り組みとして、各施設の操作人への水閘門等操作講習会を実施する。排水機場においての適切な操作実施と操作人の安全確保のため、操作人を2名体制とし、新任の操作人への実操作時の立会と排水機場等の操作状況の確認を適宜実施する。

(18)水門・樋門の開閉状況等を反映した避難情報発令基準の運用【久留米市】

気象予報や筑後川合流部水門の開閉状況を避難情報発令基準に反映させ、より細やかな避難情報発令を行う。

		洪水予報河川	水位周知河川	中小河川	
河川名		筑後川	隈上川、小石原川、巨瀬川、大刀洗川、宝満川、高良川、広川、田手川	金丸川、山ノ井川、下弓削川、陣屋川、切通川	各河川共通
避難情報発令基準	【警戒レベル3】 高齢者等避難	・指定河川洪水予報（3時間後までの予報）により、今後、水位観測所の水位が『 <b>氾濫危険水位</b> 』に到達することが予想される場合	・大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表されている場合で、水位観測所の水位が『 <b>氾濫注意水位</b> 』に到達した場合	・大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表されている場合で、水位観測所の水位が『 <b>氾濫注意水位</b> 』（『避難準備水位』）に到達した場合	
	【警戒レベル4】 避難指示	・指定河川洪水予報「 <b>氾濫危険情報</b> 」が発表された場合 ※河川事務所より「 <b>河川氾濫のおそれ</b> 」の緊急即報メールが配信 ・水位観測所の水位が『 <b>氾濫危険水位</b> 』に到達し、指定河川洪水予報により水位上昇が予想されている場合	・大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表されている場合で、水位観測所の水位が『 <b>避難判断水位</b> 』に到達した場合	・大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表されている場合で、水位観測所の水位が『 <b>氾濫危険水位</b> 』（『避難指示水位』）に到達した場合 ・大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表されている場合で、 <b>水門又は樋門を閉じた</b> 場合	・異常な漏水が発見された場合
	警戒レベル5 緊急安全確保	・ <b>氾濫開始水位</b> に到達したとき			・堤防の <b>決壊</b> や <b>越水・溢水</b> が発生した場合 ・堤防の異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により <b>決壊の恐れ</b> が高まった場合 ・ <b>樋門・水門等の施設の機能支障</b> が発見された場合や <b>排水機場の運転を停止</b> せざるを得ない場合。

図 4- 23 水害時の避難情報発令基準

(19) 水害に対応した避難所の指定【久留米市・小郡市・大刀洗町】

洪水浸水想定区域図(浸水深)を踏まえ、水害に対応した避難所の選定を実施する。

## 指定避難所の概要

### 1. 指定避難所の指定状況

#### (1) 指定避難所・・・142施設



自宅が被災した住民等が一定期間避難生活を送るための避難所。  
地域住民の避難の利便性等を考慮し、校区コミュニティセンターや  
小中学校などを指定。主に校区コミュニティセンターを最初に開設。

※ 校区コミュニティセンター	46施設
※ 小学校	46施設
※ 中学校	17施設
※ 高校	5施設
※ その他の施設	28施設



## 今後の方向性

### 1. 開設避難所の考え方

○コミュニティセンターが浸水しない校区

・コミュニティセンター（昨年までと同様）

○コミュニティセンターが浸水する校区

・小学校又は中学校（高層階を有する小中学校を開設）

※ただし、コミュニティセンターと小中学校が隣接している場合は、避難準備情報の段階に限り、コミュニティセンターの開設を可とする。

※また、校区において、既存の指定避難所では水害に対応できない場合は、校区内の民間施設の活用、指定避難所の追加指定を検討する。

図 4-24 避難所について（久留米市）

## ■ 指定避難所

避難生活を余儀なくされた場合に、災害の危険性がなくなるまでの一定期間、滞在するための避難所

避難所名	住所	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所
のぞみが丘小学校	<a href="#">希みが丘5-2-17</a>	○	○	
三国中学校	<a href="#">美鈴が丘5-15-1</a>	○	○	
小郡高等学校	<a href="#">三沢5128-1</a>	○	○	
三国校区コミュニティセンター	<a href="#">三沢4196-1</a>	○	○	
三国小学校	<a href="#">力武1012</a>	○	○	
東野小学校	<a href="#">小郡2409-4</a>	○	○	
東野校区コミュニティセンター	<a href="#">三沢83-1</a>	○	○	
大原小学校	<a href="#">大保1394</a>	○	○	
大原中学校	<a href="#">小郡772</a>	○	○	
小郡市生涯学習センター・文化会館	<a href="#">大板井1180-1</a>	○	○	○
小郡小学校	<a href="#">小板井288</a>	○	○	
大崎市民館	<a href="#">稲吉1338-8</a>	○	○	
小郡中学校	<a href="#">寺福童668</a>	○	○	
小郡校区コミュニティセンター	<a href="#">寺福童859-51</a>	○	○	
小郡市高齢者社会活動支援センター	<a href="#">福童688-1</a>	○	○	
立石校区コミュニティセンター	<a href="#">千湯2056-1</a>	○	○	
立石小学校	<a href="#">吹上968-2</a>	○	○	
立石中学校	<a href="#">吹上1045</a>	○	○	
三井高等学校	<a href="#">松崎650</a>	○	○	
下岩田市民館	<a href="#">下岩田2108-3</a>	○	○	
御原校区コミュニティセンター	<a href="#">稲吉437-11</a>	○	○	
二夕集会所	<a href="#">二夕1451</a>	○	○	
御原小学校	<a href="#">二夕316</a>	○	○	
宝城中学校	<a href="#">八坂26-1</a>	○	○	
味坂小学校	<a href="#">八坂456-1</a>	○	○	
味坂校区コミュニティセンター	<a href="#">下西鰐坂253-1</a>	○	○	
小郡市総合保健福祉センター	<a href="#">二森1167-1</a>		○	○
大原校区コミュニティセンター	<a href="#">大保1465-1</a>	○	○	

※必要に応じて、避難所を開設します。

開設する避難所は、ホームページ等で確認してください。

図 4- 25 避難所一覧（小郡市）

避難所一覧

更新日：2021年5月6日

大刀洗町避難所一覧

見出し	名称	災害の種類	受け入れ人数	場所	電話
福祉 避難所	ふれあいの宿さざえ	地震、大規模火災	3人	<a href="#">大刀洗町大字高樋 1245-12</a>	0942-23-2880
	聖ヨゼフ園	地震、大規模火災	2人	<a href="#">大刀洗町大字山隈 374-1</a>	0942-77-1393
	くましろ・ほんごう館	地震、大規模火災	2人	大刀洗町大字本郷 2203-1	0942-77-2111
	大刀洗昌普久苑	地震、大規模火災	3人	大刀洗町大字本郷 3279	0942-77-6560
大堰 校区	大堰小学校	地震、大規模火災	300人	<a href="#">大刀洗町大字守部 465</a>	0942-77-0170
	大堰交流センター憩いの園	地震、大規模火災	150人	<a href="#">大刀洗町大字守部 504-1</a>	0942-77-3933
	大刀洗町中央公民館	地震、大規模火災、洪水、内水氾濫	200人	<a href="#">大刀洗町大字富多 819</a>	0942-77-2670
	大刀洗町役場	地震、大規模火災、洪水、内水氾濫	200人	<a href="#">大刀洗町大字富多 819</a>	0942-77-0101
	ドリームセンター	地震、大規模火災、洪水、内水氾濫	500人	<a href="#">大刀洗町大字富多 819</a>	0942-77-2670
	ぬくもりの館	地震、大規模火災	100人	<a href="#">大刀洗町大字富多 819</a>	0942-77-4877
本郷 校区	本郷小学校	地震、大規模火災、洪水、内水氾濫	350人	<a href="#">大刀洗町大字本郷 4669-1</a>	0942-77-0036
	大刀洗中学校	地震、大規模火災、洪水、内水氾濫	600人	<a href="#">大刀洗町大字本郷 515</a>	0942-77-0075
	ふれあいセンター	地震、大規模火災	150人	<a href="#">大刀洗町大字本郷 2848-1</a>	0942-77-0913
大刀洗 校区	大刀洗小学校	地震、大規模火災	400人	<a href="#">大刀洗町大字上高橋 755-1</a>	0942-77-0203
	南部コミュニティセンター	地震、大規模火災	150人	<a href="#">大刀洗町大字上高橋 734-1</a>	0942-77-2995
菊池 校区	菊池小学校	地震、大規模火災、洪水、内水氾濫	400人	<a href="#">大刀洗町大字山隈 1344-3</a>	0942-77-1544
	就業改善センター	地震、大規模火災、洪水、内水氾濫	150人	<a href="#">大刀洗町大字山隈 1711-3</a>	0942-77-3879
1. 自主避難の場合 2. 避難勧告、避難指示の場合 3.					

出典：大刀洗町ホームページ

図 4- 26 避難所一覧（大刀洗町）



(20) 雨水流出抑制施設の設置に伴う助成制度の創設【久留米市】

雨水貯留タンクの設置に要する費用の一部を助成する制度の創設を令和 2 年度より実施している。

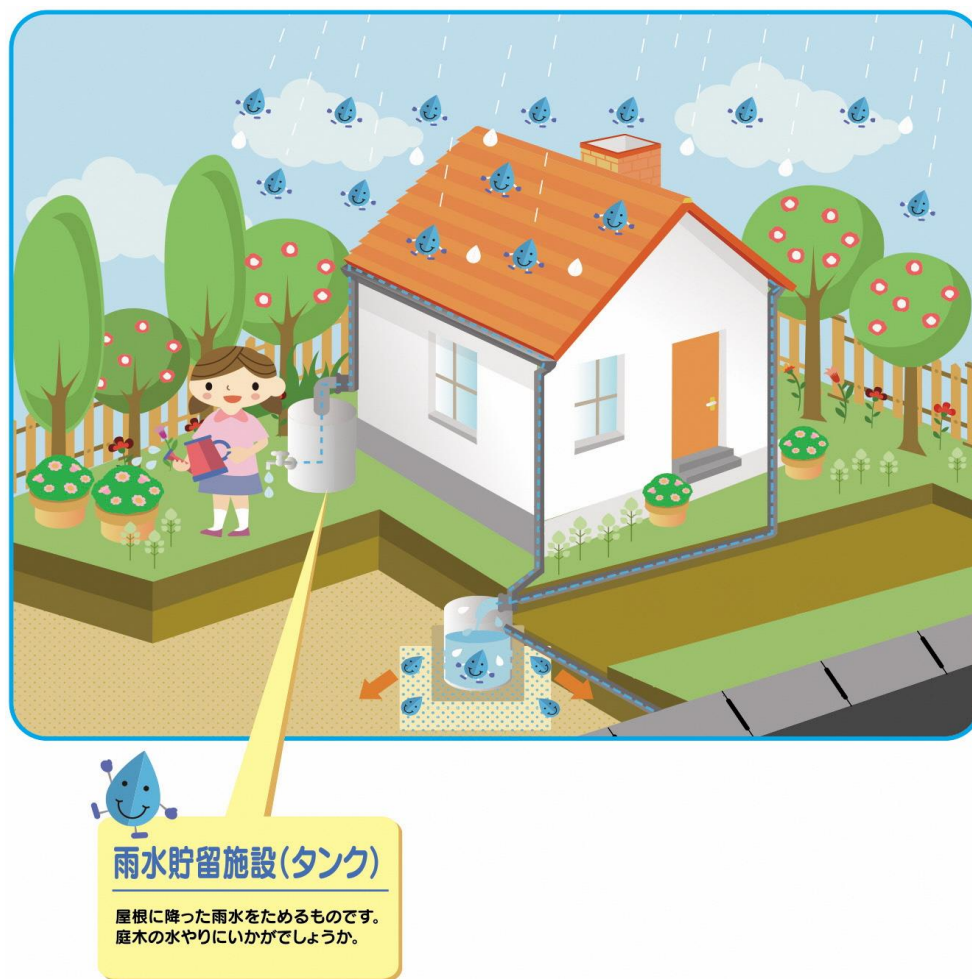


図 4- 27 雨水貯留施設の整備イメージ

(21) 避難情報発令支援システムの導入【久留米市】

避難情報発令にあたり必要となる河川水位等の情報を自動収集し、的確に避難情報発令のタイミングを把握し、円滑に住民への情報発信を行うためのシステム導入を令和 2 年度より実施している。

## (22)洪水標識（想定浸水深）の設置の検討【国・久留米市】

洪水ハザードマップの更なる普及啓発、住民の水害に対する危機意識の醸成のため「まるとまちごとハザードマップ」の取組みにより、市内各所に洪水標識（想定浸水深）を設置し、浸水リスクの周知を図る。



図 4- 28 洪水標識（想定浸水深）の設置イメージ

## (23)ウェブ版ハザードマップの導入【久留米市】

様々なハザードマップをパソコンやスマートフォンで容易に閲覧可能にするウェブ版ハザードマップの導入し、避難行動を支援。

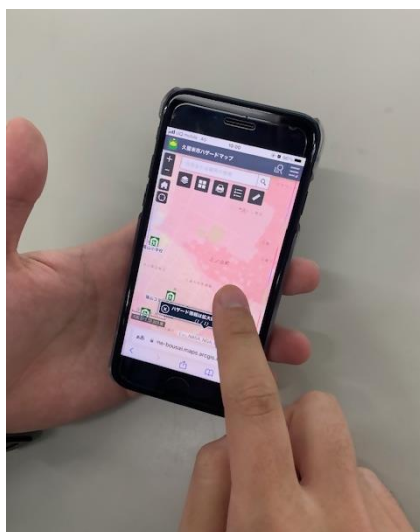


写真 4- 9 ウェブ版ハザードマップ

(24) ウェブ版ハザードマップの導入【小郡市、大刀洗町】

様々なハザードマップをパソコンやスマートフォンで容易に閲覧可能にするウェブ版ハザードマップ（PDF）を導入する。

(25) 土地利用制度の活用による市街化の抑制【久留米市・小郡市】

区域区分制度等の土地利用制度の活用により、浸水など災害発生の恐れがある土地の区域については、必要に応じて、その区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況等を踏まえ、市街化を抑制する手法の検討を行う。

(26) 開発行為に対する指導・情報提供【久留米市・小郡市】

開発行為の協議の際、申請者に対して浸水実績の情報提供や、浸水に対しての自己防衛の協力依頼を実施する。

(27) 一定規模の開発行為、建築行為についての届出【久留米市・小郡市】

立地適正化計画で指定した誘導区域外で行う一定規模の開発行為・建築行為等の届出制度により、災害の発生の恐れのある土地の区域への新たな開発や建築を管理し、土地利用の誘導を図る。

**久留米市立地適正化計画に基づく事前届出制度について**

- 久留米市は、平成29年3月31日に、都市再生特別措置法に基づく『久留米市立地適正化計画』を公表いたしました（※平成30年3月30日に田主丸・城島地域も都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の対象区域になりました）
- この計画は、将来の人口減少、超高齢社会の到来を踏まえ、都市機能・居住誘導区域を設定し、医療・商業・金融施設などの日常生活サービス機能を楽しむ拠点を形成することで、コンパクトな都市づくりを進めるものです
- 『久留米市立地適正化計画』の公表に伴い、誘導区域外で行う①住宅の建築等（一定規模以上）、②誘導施設（計画に位置付けられた施設）の建築等については、都市再生特別措置法に基づく届出が必要となります
- 法改正（平成30年7月15日施行）により、都市機能誘導区域内において誘導施設を休廃止する場合は、都市再生特別措置法に基づく届出が必要となります

**1 届出が必要な行為（区域については裏面参照）**

	①住宅の建築等	②誘導施設の建築等	③誘導施設の休廃止
開発行為	・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行うとする場合	
建築行為等	・3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、又は、建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合	
休廃止			・誘導施設を休廃止する場合

**①住宅の建築等** <届出が必要な例>

3戸の開発行為    1,300㎡で1戸の開発行為    3戸の建築行為

**②誘導施設の建築等**（計画に位置付けられた医療・商業・金融施設）  
**③誘導施設の休廃止**（計画に位置付けられた医療・商業・金融施設）

**2 届出が必要な区域のイメージ**

届出が必要な区域のイメージは、下記図のようになります。

**都市機能誘導区域（中心拠点）**  
 ① 届出不要  
 ② 届出不要  
 ③ 届出必要

**都市機能誘導区域（地域生活拠点等）**  
 ① 届出不要  
 ② 届出不要※  
 ③ 届出必要※

**①住宅の建築等 ②誘導施設の建築等 ③誘導施設の休廃止**  
 ※都市機能誘導区域であっても地域生活拠点等の場合は、誘導施設の建築等において届出が必要となることがあります。また、誘導施設の休廃止において、届出が不要となることがあります。

**3 届出手続き**

届出書類 （1部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書（様式があります）</li> <li>図面</li> <li>位置図</li> </ul>
届出期限	行為に着手する30日前まで
届出先	都市計画課（市役所12F）

※届出に係る詳細な手続き（対象施設・区域・様式など）については、『久留米市立地適正化計画<誘導区域に係る届出ガイドライン>』（都市計画課窓口を設置・市のホームページに掲載）をご覧ください

**【問合せ先】**  
 久留米市都市建設部都市計画課 〒830-8520 久留米市城南町15-3  
 TEL 0942-30-9083 FAX 0942-30-9714

図 4-29 事前届出制度について（久留米市ホームページより）

#### (28) 居住誘導区域の見直し【久留米市】

令和3年9月に立地適正化計画の改定（防災指針の策定）を行い、災害リスクの高い区域については、居住誘導区域から除外をした。

引き続き、災害の発生の恐れがある区域においては、必要に応じて居住誘導区域の見直しを検討する。

※居住誘導区域：人口減少下において、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう市が定めた、居住を誘導すべき区域。（人口密度40人/ha以上、鉄道駅から800m圏域、主要なバス停から300m圏域等を基準に設定。）

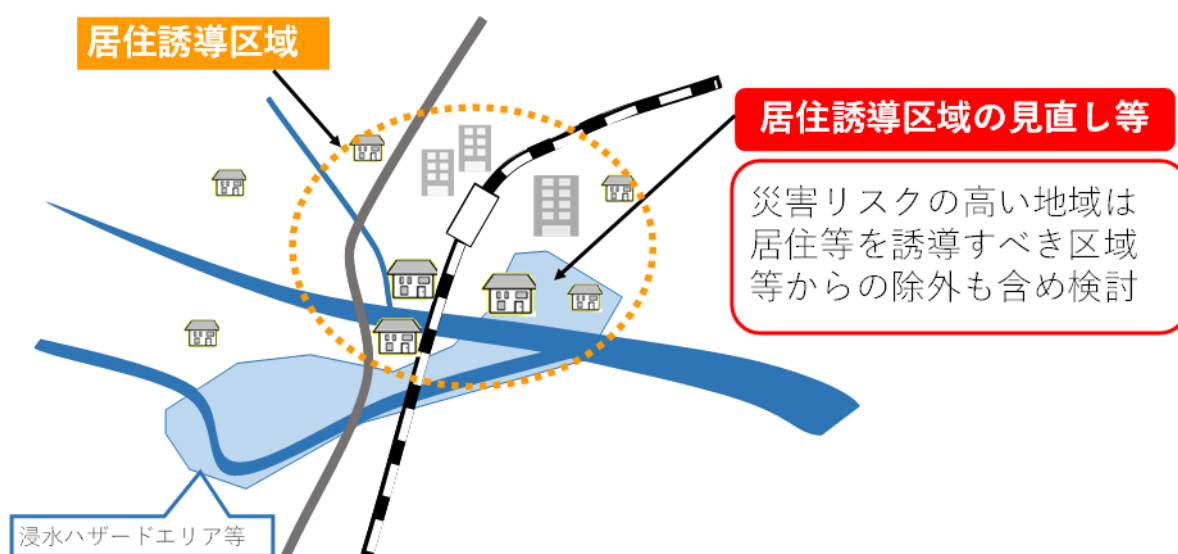


図 4- 30 居住誘導区域（立地適正化計画）の見直しのイメージ

#### (29) 土地利用誘導方針の推進【久留米市】

令和2年3月に策定した土地利用誘導方針に基づき、土砂災害や浸水被害等の災害リスクの高い地域への対応など、防災・減災のまちづくりを進める。

※土地利用誘導方針：土地利用に関する規制等について都市計画の観点から今後の進め方を総合的・戦略的に整理し、土地利用の適切な誘導を図るため、土地利用規制・誘導における運用の考え方を示すもの。

(30) 止水板等の設置に伴う助成制度の創設【久留米市】

住家等の浸水被害を軽減するため、建物の出入り口などに、止水板を設置するための費用の一部を助成する制度を令和3年度より運用している。

(31) 公共施設への雨水貯留タンク設置【久留米市】

雨水流出抑制を図るとともに、浸水被害軽減に対する市民意識の向上および啓発を図るため、公共施設への雨水貯留タンク設置を令和4年度より実施している。



写真 4- 10 公共施設への雨水貯留タンク設置状況

(32) 水位標の設置【久留米市】

道路冠水深を示す標を設置し、車両通行や避難時の目安とする。



写真 4- 11 水位標設置状況

(33) 用水の事前排水【久留米市】

用排水調節器設置費の補助を行い、用水路の事前排水を容易に行うようにする。



図 4- 31 用排水調節器の改良イメージ

(34) 農業用ため池の事前放流【小郡市、大刀洗町】

農業用ため池について、大雨が予測される際には営農に支障のない範囲で、各管理者へ事前放流の協力依頼を行い、貯留能力の向上を図る。

(35) 堰の事前転倒【小郡市】

石原川に設置されている堰について、大雨が予測される際には各管理者へ事前転倒の協力依頼を行い、河川の水位をあらかじめ低下させ、ポケットを確保する。

(36)被災自治体の要請に基づく緊急内水対策車（排水ポンプ車等）の派遣【国】  
排水ポンプ車の派遣（夜間の場合は照明車も派遣）により強制排水を実施する。



写真 4- 12 令和5年7月豪雨における排水ポンプ車等の派遣状況（久留米市北野町鳥巢）

(37)被災自治体の要請に基づく緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣【国】

大規模自然災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、国土交通省職員からなる(緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE))が被災地方公共団体等に対して被害状況、迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する。

※TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)とは、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的した国土交通省職員からなる派遣隊である。

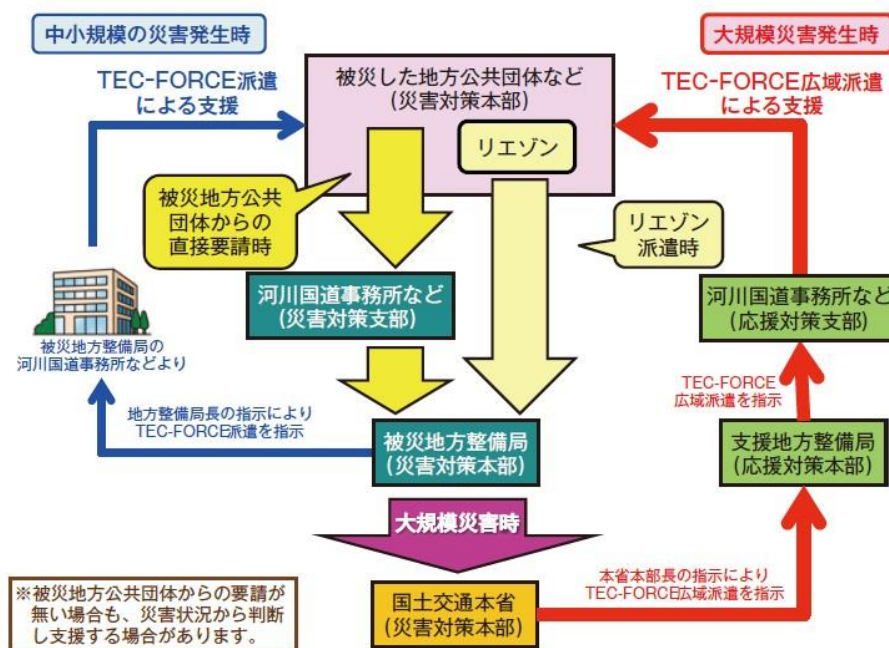


図 4- 32 TEC-FORCE の派遣イメージ



(38)被災自治体の要請に基づく現地情報連絡員(リエゾン)の派遣【国】

地方公共団体の所管施設等に著しい被害が発生又は発生が予想される場合に、該当する地方公共団体へ国土交通省の職員を派遣し、迅速かつ円滑な災害対策を支援する。

※リエゾン(災害対策現地情報連絡員)とは、市町が災害対応に追われ、国土交通省との間で十分な連絡・連携が出来ない場合に連絡窓口として直接市町へ派遣される国土交通省職員を指す。リエゾンとはフランス語で連絡・連携や橋渡し、繋ぐといった意味。



写真 4-13 リエゾンの派遣(令和5年7月)